

2025 年度 第 3 回静岡市国民健康保険運営協議会 次第

日時：2025 年 12 月 22 日（月）

午後 7 時 00 分～午後 8 時 00 分

場所：静岡市役所静岡庁舎本館 3 階 第 1 委員会室

1 開 会

2 議 事

（1）2026 年度保険料率について 資料 1、2

（2）答申の方向性の確認 資料 3

3 閉 会

市ホームページで委員名簿や議事録を公開いたします。
御承知おきください。

資料1

2025年度 第3回
静岡市国民健康保険運営協議会

2026年度保険料率について

2025年12月22日（月）
静岡市保険年金管理課

【目 次】

1	納付金について	
•	都道府県単位化と納付金	1
•	納付金のスキーム	2
•	子ども・子育て支援金の徴収について	3
2	保険料の仕組みについて	
•	保険料の算定方法	5
•	保険料率設定の考え方	6
3	2026年度保険料率の検討	
•	納付金額の推移	7
•	国保運営方針における保険料水準の統一	8
•	推計表作成における前提条件	9
•	想定パターンとその比較	10

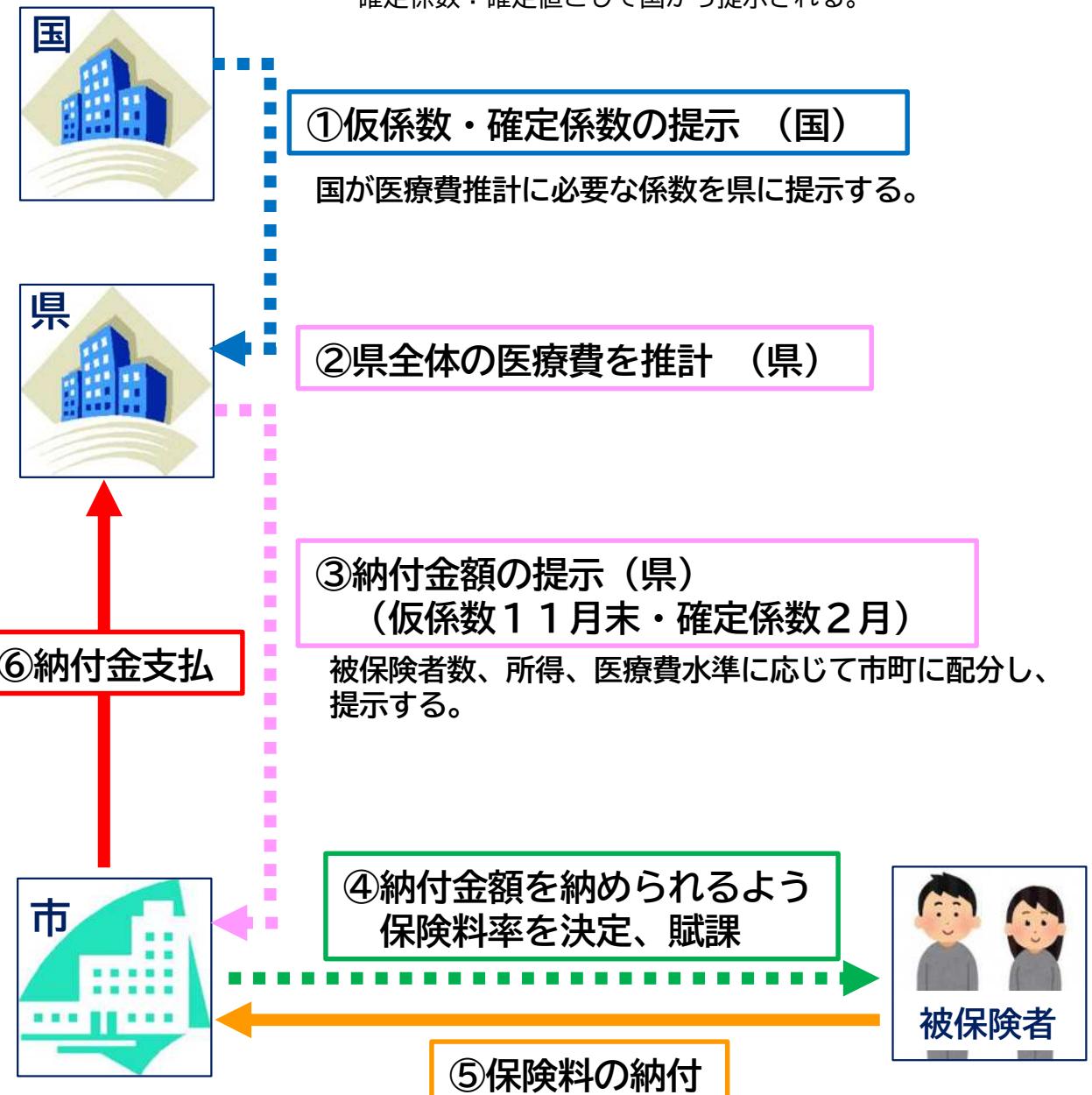
※本資料においては、次のとおり名称を省略しています。（法令等からの引用箇所を除く。）

- ・国民健康保険→「国保」
- ・国民健康保険事業費納付金→「納付金」
- ・後期高齢者支援金分→「後期分」
- ・静岡県国民健康保険運営方針（2024-2029年度）→「国保運営方針」

都道府県単位化と納付金について

2018年4月～
都道府県単位化がスタート

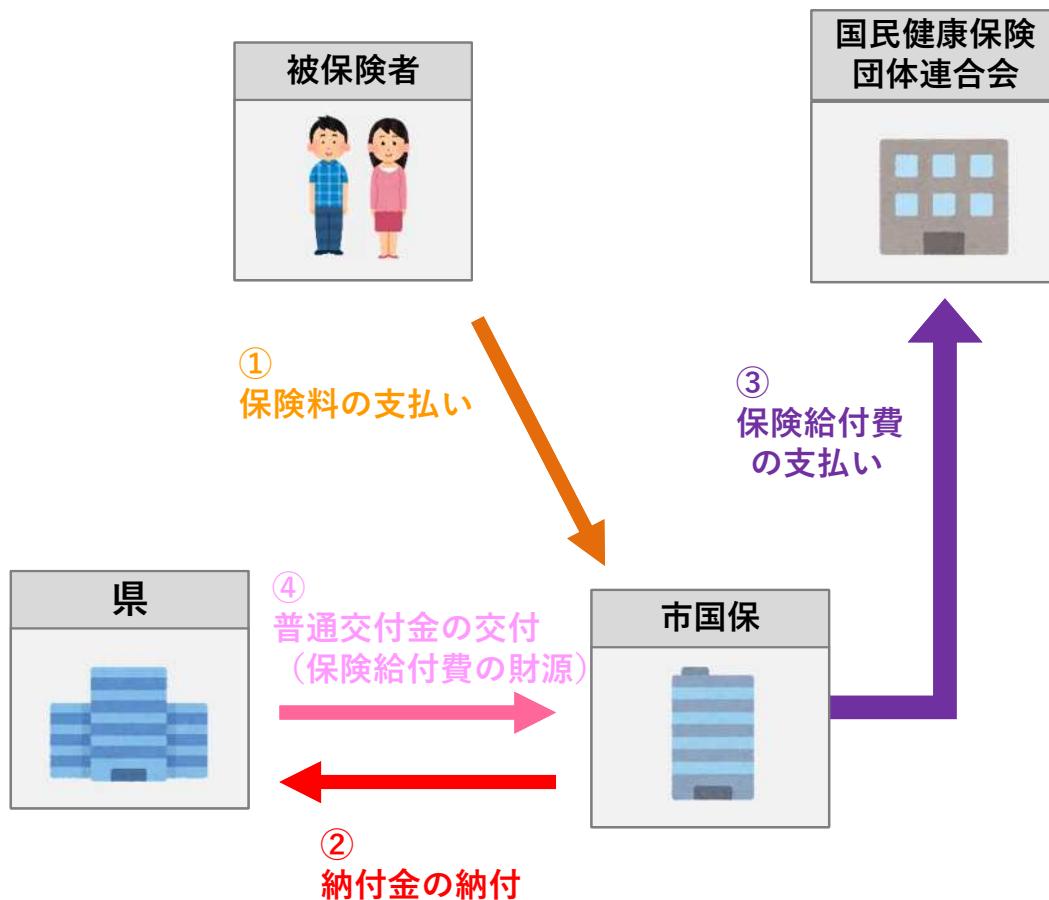
⇒都道府県が国保財政の運営主体となり、市町と共同で国保の運営を担う



納付金のスキーム

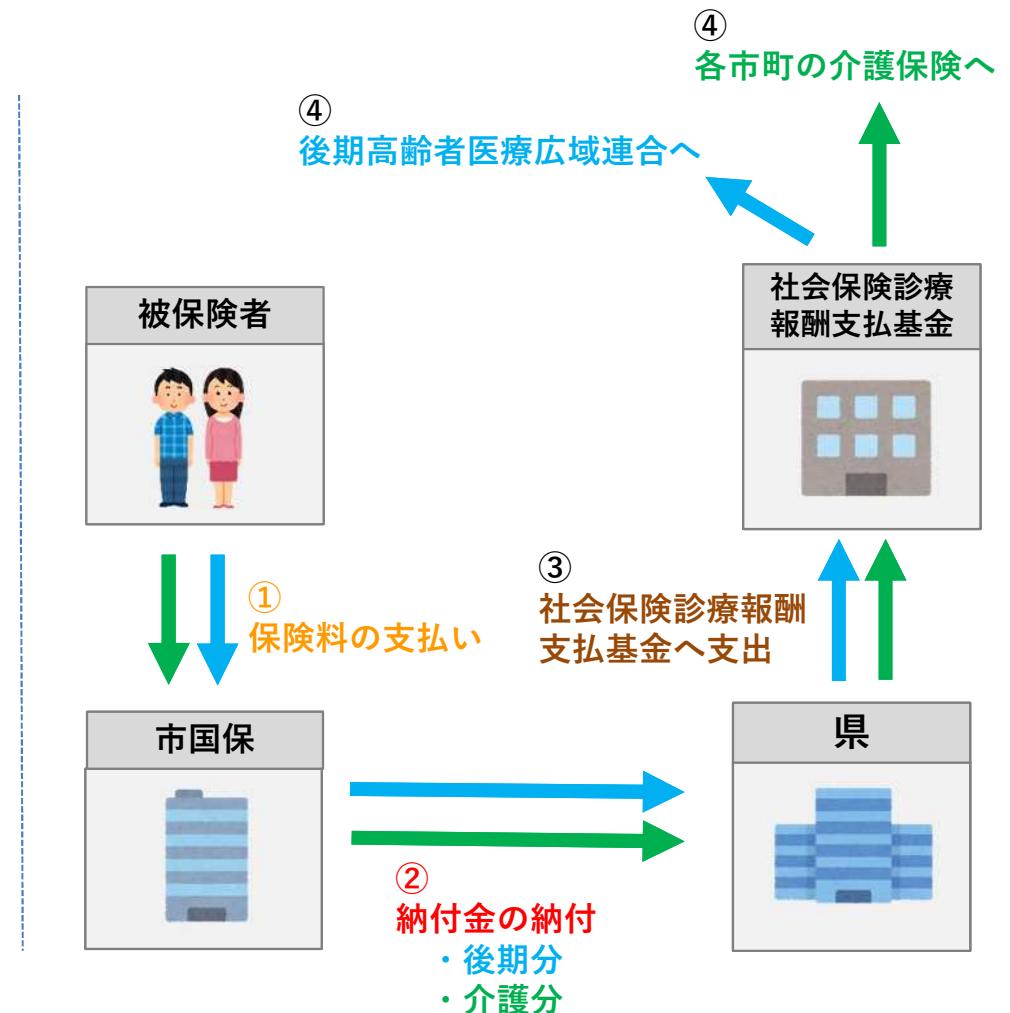
医療分

国保制度の財源として納付するもの



後期分

他の保険制度の財源として納付するもの

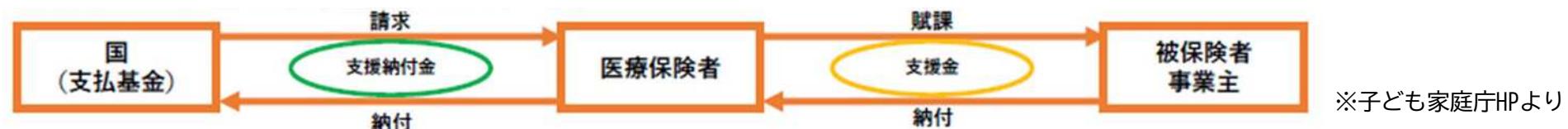


子ども・子育て支援金の徴収について

子ども・子育て支援金制度について

○国は、少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて「子ども・子育て支援納付金」の拠出を求める子ども・子育て支援金制度を創設した。

○これに伴い、国は、2026年度から毎年度、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収し、医療保険者は、被保険者から医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。



○子ども・子育て支援金は、児童手当など法律で定めた子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであり、医療保険料と区分された仕組みである。また、こうした仕組みであるため、今後の料率も、高齢化に伴って上昇する傾向にある医療・介護保険料のように、当面自然に上昇していくことが想定されるものではない。

国民健康保険における賦課・徴収について

○医療保険者は、国から示される子ども・子育て支援納付金額に照らし、被保険者から徴収する支援金を設定する。

○低所得者に対する軽減措置（7、5、2割）や賦課限度額を設ける措置等は、現行の医療保険制度に準ずる形で実施する。

○本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置が講じられる。

(参考) 18歳未満のこどもに係る支援金の均等割額10割軽減の仕組み（イメージ図）



子ども・子育て支援金の徴収について

当市における賦課方式・料率設定について

- 賦課方式については、県内統一で2方式（所得割、均等割）とする。
- 静岡県から示された子ども・子育て支援納付金の金額を踏まえ、支援金の徴収に必要な料率等を設定する。

- 国は、国民健康保険の被保険者が負担する金額について、2026年度に1人あたり月額250円（年額3,000円）と試算している。
2027、2028年度と段階的に増加するが、当面自然に上昇していくことが想定されるものではない。

	加入者一人当たり支援金額		
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円

※子ども家庭庁HPより

- 当市の子ども・子育て支援納付金額：3億9千万円

子ども・子育て分	所得割0.28% + 均等割1,700円 + 18歳以上均等割100円
----------	-------------------------------------

※賦課限度額を20,000円として仮設定して算出。

保険料の算定方法

保険料の算定方法

○応能割

所得割：その世帯の所得に応じて算定

○応益割

均等割：加入者1人あたりいくら、として算定

平等割：1世帯あたりいくら、として算定

→医療分、後期分、介護分ごとに保険料額を算定し、合算したものが年間保険料額となる。

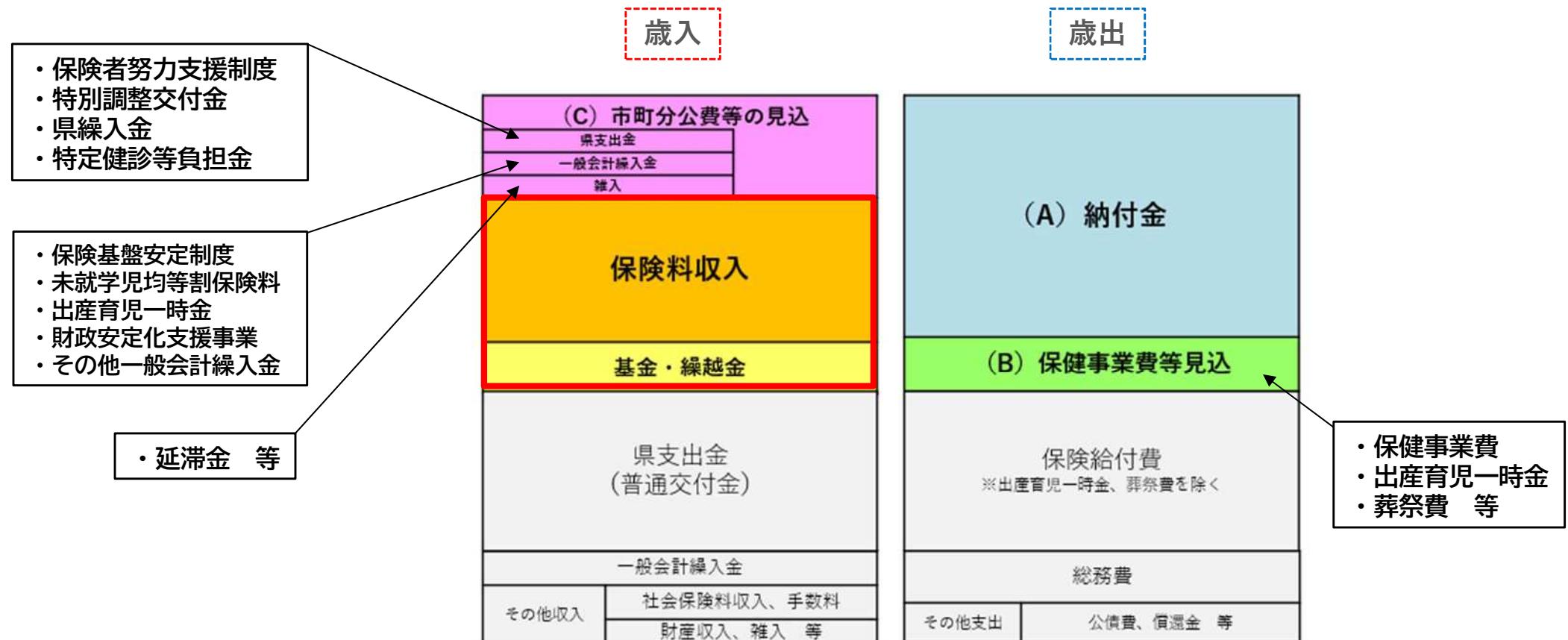
現在の本市の保険料率

区分	保険料率
医療分	所得割6.08% + 均等割24,900円 + 平等割20,900円
後期分	所得割2.57% + 均等割10,500円 + 平等割7,900円
介護分	所得割2.33% + 均等割18,400円

保険料率設定の考え方

- 国保の予算は財源不足を理由に支出を削減できない性格を有しているため、必要な支出に見合った収入を確保する必要がある。
- 各市町が納付金等を基に保険料必要額を算定し、県が示す賦課方式及び賦課割合に基づき、各市町は必要な料率を設定する。

「(A) 納付金 + (B)保健事業費等見込 - (C)市町分公費等の見込 = 市町の必要保険料額」



納付金額の推移

1人あたり納付金額の推移

	1人あたり納付金額										被保険者数	
	全体	増減	医療分	増減	後期分	増減	介護分	増減	子ども分	増減	全体	介護
2023年度	141,182 円	3,428 円	93,439 円	-1,997 円	35,768 円	4,627 円	37,308 円	1,526 円			127,712 人	40,993 人
2024年度	140,735 円	-447 円	92,473 円	-966 円	36,153 円	385 円	37,919 円	611 円			122,294 人	39,054 人
2025年度	147,892 円	7,157 円	99,400 円	6,927 円	36,533 円	380 円	35,872 円	-2,047 円			118,136 人	39,385 人
2026年度	167,129 円	19,237 円	114,006 円	14,606 円	37,329 円	796 円	36,437 円	565 円	3,479 円	新設	113,387 人	38,322 人

※1人あたり納付金額は、納付金額を被保険者数で割った金額

※納付金額：2023～2025年度は確定係数、2026年度は仮係数

※被保険者数：2023、2024年度は年度平均、

2025、2026年度は県推計値

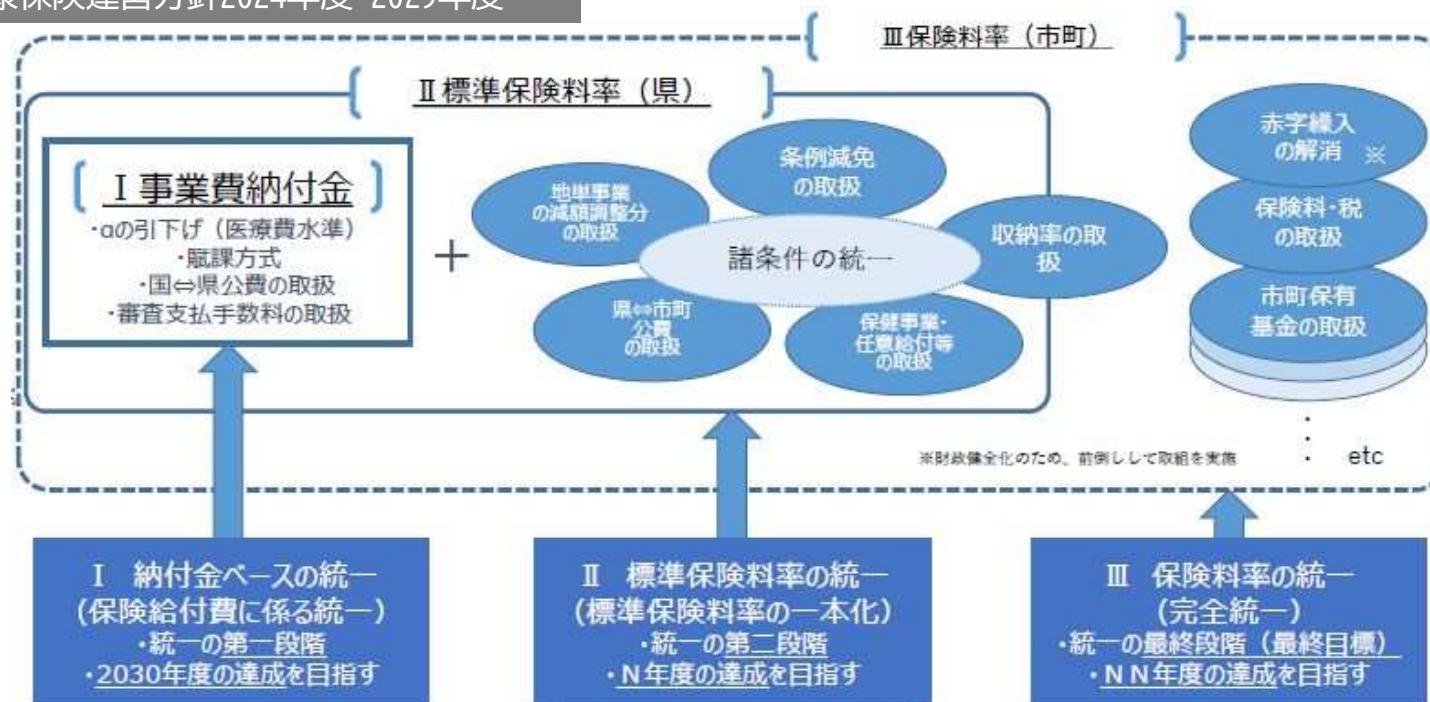
2026年度の納付金の伸びが大きい要因

- 2026年度から県の基金充当による納付金抑制が実施されないこと。
- 現行の保険料に加え、子ども・子育て支援納付金分が新たに追加されること。
- 高齢化による医療機会の増加、医療の高度化等により保険給付費が上昇傾向であること。

→ 全体の1人あたり納付金額は増加傾向にあり、料率引き上げの検討が必要

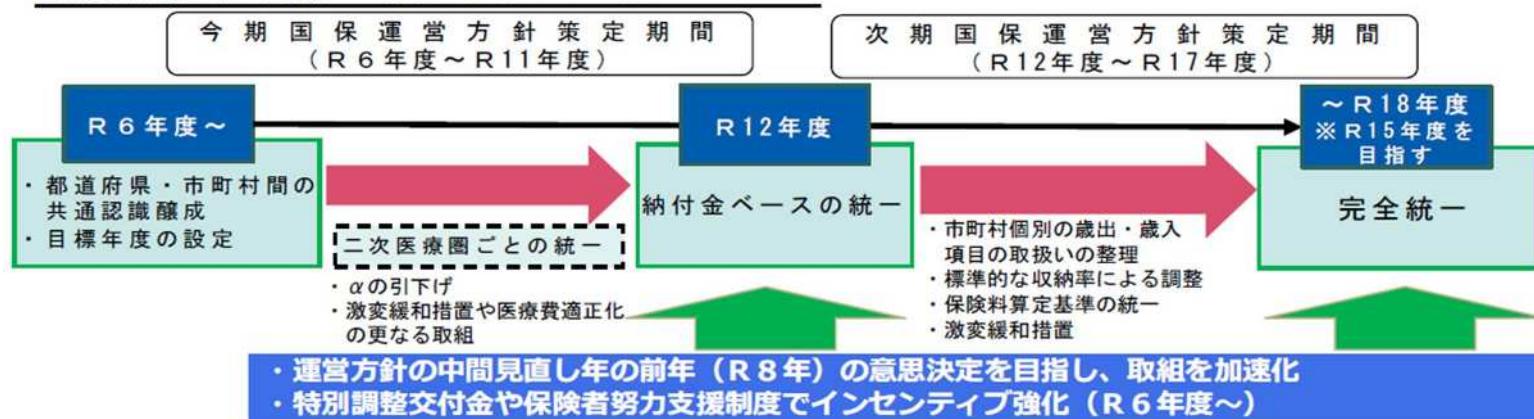
国保運営方針における保険料水準の統一

出典：静岡県国民健康保険運営方針2024年度-2029年度



出典：厚生労働省保険料水準統一加速化プラン（概要）

保険料水準の統一のスケジュール



推計表作成における前提条件

前提条件

①国民健康保険は、2018年度の都道府県単位化により、県が財政運営の責任主体となっている

- ・この仕組みに基づき、県は、毎年度県全体で必要な医療費を見込み、その財源を各市町から納付金として徴収する。
- ・県は、各市町から集めた納付金と国・県の公費等を財源として、各市町へ必要な医療費を交付金として交付する。

②各市町の保険料額は、県が示す納付金額を踏まえ、各市町が算定する

- ・各市町は、県が示す納付金額を県へ納付できるよう、市町ごとに保険料率を設定し、保険料を集めている。
- ・各市町が県へ納める納付金は、保険料の軽減等に係る公費負担分（国・県・市）を除き、保険料で賄うことが基本となる。

③当市が保有する基金は、保険料の抑制に活用し、被保険者の負担を軽減する

- ・近年は、市保有基金を活用し、県が示す納付金額を賄うことができる保険料額よりも、低い保険料額を設定している。
- ・基金は、過年度に被保険者から徴収した保険料の積み上げであるため、被保険者の負担軽減に活用するべきである。

④2026年度は、県基金による納付金額の抑制が実施されない

- ・県から各市町へ示される納付金額は、県基金を活用した抑制が図られていたため、2025年度までは、前年度から1人あたり2,000～4,000円/年の増で推移していた。
- ・2026年度の納付金額は、県基金の枯渇により、前年度から1人あたり約20,000円/年の増となり、各市町が県へ納付する納付金額は、急増した。

→各市町は、納付金額の急増に伴い、保険料率の引き上げが必要である。

※引き上げる場合、当市の引き上げる保険料率は、納付金額の前年度からの伸びが一番大きい医療分とする。（P7参照）

⑤国の方針に基づき、2033年度までに県内の各市町における保険料率が統一されると見込む

- ・保険料率の統一後は、県内各市町において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料となる。
- ・そのため、各市町が独自に保険料率を設定することが許されず、保険料の抑制に各市町の基金は活用できないことが、国から示されている。

→そのため、2032年度末までに市が保有する基金残高をゼロにする。

想定パターンとその比較

想定パターン

パターン1：2026年度に必要な保険料（※）を徴収することを重視し、2026年度に大幅に保険料を引き上げる

パターン2：保険料の激変緩和を重視し、毎年度できるだけ均一に保険料を引き上げる

パターン3：2026年度の保険料引き上げ額を抑え、以降、毎年度できるだけ均一に保険料を引き上げる

※必要な保険料とは、県が示す納付金額を賄うことができる保険料のこと。（P9の④参照）

比較のポイント

上記の3パターンを比較した場合は、次の項目において差が生じる。

比較項目	パターン1	パターン2	パターン3
2026年度の保険料引き上げ額	21,200円	7,000円	10,500円
各年度における 前年度からの 保険料引き上げ額	最小額	0円	3,300円
	最大額	21,200円	7,100円
	差額	21,200円	3,800円

資料 2

2025年度 第3回
静岡市国民健康保険運営協議会

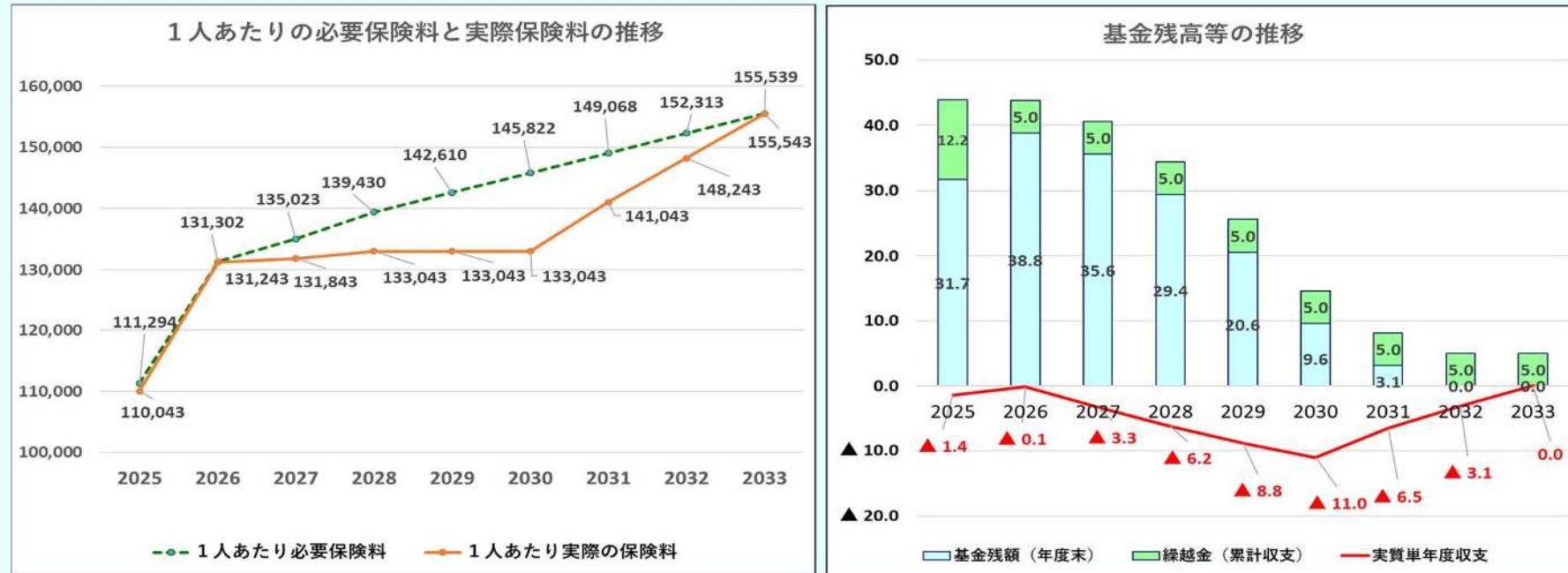
推計表

2025年12月22日（月）
静岡市保険年金管理課

推計表 パターン1：2026年度に必要な保険料を徴収することを重視し、2026年度に大幅に保険料を引き上げる

※毎年2.17%ずつ納付金が増加するものとして推計しています。

※各グラフは、現時点での推計であり、今後の保険料率等を確約するものではありません。



推計表 パターン2：保険料の激変緩和を重視し、 毎年度できるだけ均一に保険料を引き上げる

※毎年2.17%ずつ納付金が増加するものとして推計しています。

※各グラフは、現時点での推計であり、今後の保険料率等を確約するものではありません。



推計表 パターン3：2026年度の保険料引き上げ額を抑え、以降、毎年度できるだけ均一に保険料を引き上げる

※毎年2.17%ずつ納付金が増加するものとして推計しています。

※各グラフは、現時点での推計であり、今後の保険料率等を確約するものではありません。



	見込み		市の推計								
	確定係数	仮係数									
			2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
本来必要となる保険料額（円／人）	111,294	131,302	135,023	139,430	142,610	145,822	149,068	152,313	155,539		
実際の保険料額（円／人） ※激変緩和のため基金を活用	110,043	120,543	127,543	133,043	137,543	141,543	145,043	150,043	155,543		
前年度からの引き上げ額（円）	0	10,500	7,000	5,500	4,500	4,000	3,500	5,000	5,500		
医療分の引き上げ額（円）			7,100	6,400	4,300	4,500	4,000	3,500	5,000	5,500	
子ども分の引き上げ額（円）			3,400	600	1,200	0	0	0	0	0	
実質単年度収支（億円）	▲ 1.4	▲ 11.7	▲ 7.7	▲ 6.2	▲ 4.6	▲ 3.7	▲ 3.3	▲ 1.7	0.0		
活用可能額（年度末残額）（億円）	43.9	32.2	24.6	18.4	13.7	10.1	6.8	5.1	5.1		
基金残高（年度末）（億円）	31.7	27.2	19.6	13.4	8.7	5.1	1.8	0.0	0.0		
繰越金（年度末）（億円）	12.2	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.1	5.1		

2026年1月＊＊日

静岡市長 難波 喬司 様

静岡市国民健康保険運営協議会
会長 石上 顕太郎

2026年度静岡市国民健康保険料率について（答申）

2025年10月17日付け07静保健保第2206号で静岡市国民健康保険運営協議会規則第4条第2号に基づき諮問がありました2026年度静岡市国民健康保険料率について、当協議会において慎重な審議を行いました。

その結果について、要望事項を付し、次のとおり答申いたします。

記

1 審議結果

（例）2026年度の保険料率は、次のとおりとすることが妥当と考えます。

- ・医療分

- 所得割について、現行6.08%を＊＊%に改定すること
- 均等割について、現行24,900円を＊＊円に改定すること
- 平等割について、現行20,900円を＊＊円に改定すること

- ・後期高齢者支援金分

- 据え置きとすること

- ・介護納付金分

- 据え置きとすること

2 理由

（例）

国民健康保険（以下、「国保」という。）は、2018年度の都道府県単位化により、県が財政運営の責任主体の役割を担っています。この仕組みに基づき、各市町は、国保運営の必要財源として、毎年度、県が示す事業費納付金を被保険者から保険料として集めるため、市町ごと保険料率を設定しています。

近年は、高齢化による医療機会の増加や医療の高度化等に伴い、一人あたり医療費が伸びていることで、県から示される一人あたり事業費納付金は増加傾向にあります。

これまで、一人あたり事業費納付金は、県基金の活用により抑制されてきましたが、県基金の枯渇により、2026年度は、急増します。

さらには、2026年度から子ども・子育て支援金制度がはじまり、これまでの保険料と併せて、2026年度については一人あたり平均3,400円を徴収することが必要となります。

以上のことから、保険料率は、……な状況です。

2026年度以降に引き上げるべき保険料については、様々なパターンで試算を行い、検討したところ、・・・・・・・が妥当であると考えました。

なお、2026年度から徴収する「子ども・子育て支援納付金分」については、賦課方式を所得割と均等割の2方式とし、保険料率は、県から示される「子ども・子育て支援納付金分」に係る事業費納付金を納めることができる率を設定することとします。

3 要望事項

- A triangular grid of points. The grid has 10 points on the bottom edge, 9 points on the second edge, 8 on the third, and so on up to 1 point on the top edge. A shaded region is formed by connecting the points in a triangular pattern, starting from the bottom-left and going up and to the right. The shaded region contains 10 points on its bottom edge, 9 on its second edge, 8 on its third, and so on up to 1 point at its top-right corner.

【参考：2024年度の答申における要望事項】

- (1) 国保は被保険者に高齢者や低所得者が多く、医療費に見合う保険料収入の確保が困難という構造的課題があるが、国保を持続可能な制度とするため、国に更なる公費拡充により財政基盤のより一層の強化を図ることを、引き続き要望していくこと。
 - (2) こどもに係る均等割保険料を軽減する支援制度については、国において必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、より一層の制度の拡充を図ることを、引き続き要望していくこと。
 - (3) 静岡市国保被保険者の特定健康診査の受診促進、後発医薬品の普及促進、重複服薬者・重複受診者に対するアプローチを行い、医療費の適正化に努めるとともに、被保険者が経済的理由等による極度の受診控えで重症化することがないよう適切な対応を行うこと。
 - (4) 保険料率の引き上げの際には、被保険者の負担感に配慮するとともに、被保険者の理解が得られるように十分な周知を行うこと。